

事業用地等情報提供制度

～お持ちの**事業用地**や**空工場等**をご紹介します～

志布志市周辺では、志布志港の国際バルク戦略港湾関連事業や国際コンテナターミナル岸壁延伸事業が着工され、かつ、東九州自動車道や都城志布志道路の整備が着々と進んでおり、**港湾と道路のインフラ整備**が加速しております。

市では、皆様のお持ちの**事業用地（遊休地）**や**空工場等**を市ホームページなどを通じて広く案内することで、市内への民間企業の立地を後押ししてまいります。

制度概要



対象

- ①**土地**：面積が おおむね **1,000平方メートル**以上
- ②**建物**：延床面積がおおむね**500平方メートル**以上
 - ※いずれも道路への接続が可能なもの
 - ※「抵当権等の各種権利が設定されていないこと」等の条件有り

申込方法

「**事業用地等登録申込書**（様式第1号）」 「**事業用地等登録カード**」 「**事業用地等の登録に関する誓約書**（様式第2号）」を記入し、位置図・現況写真等を添付の上、市へお申込ください。
(詳細は裏面をご覧ください。)

その他

- ※市は事業用地等の情報提供のみで、交渉や契約は直接関与しません。
- ※登録者及び利用希望者は、当該情報提供事業の利用により知り得た個人情報等を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。
- ※登録事項の変更又は廃止があった場合は、変更(廃止)申請が必要です。
- ※登録日の年度の翌年度から2年経過などの場合、登録が抹消されます。
- ※交渉成立時には、掲載内容の取下のため、市へ報告が必要です。

【連絡・問合せ先】

志布志市役所 港湾商工課 企業立地推進係 (251・254)

電話 099-472-1111 FAX 099-473-2203 Mail kigyouritti@city.shibushi.lg.jp

事業用地等情報提供制度の申請方法

I 登録申込み

1 登録申込み (申込者⇒市)	<p>情報提供制度への登録を受けようとする所有者等（登録申込者）は、次の書類を記入し、関連書類を添えて、申込みをします。</p> <ol style="list-style-type: none">事業用地等登録申込書（様式第1号）事業用地等の登録に関する誓約書（様式第2号）事業用地等の位置図事業用地等の現況写真 <p>【登録対象となる事業用地等】 以下の①又は②を満たし、③に該当する事業用地等が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none">①（土地） 敷地面積がおおむね1,000平方メートル以上 (形状等が一団の土地として利用可能なものを含む。)②（建物） 延床面積がおおむね500平方メートル以上 (一団の建物として利用可能なものを含む。)③公衆用道路に接続し、又は接続することができるもの
2 台帳登録 ・完了通知 (市⇒申込者)	<p>申込みがあったときは、その内容を審査の上、適当と認める場合、<u>市で事業用地等登録台帳に登録し、事業用地等登録完了通知書（様式第3号）</u>により、登録申込者に通知します。</p>
3 情報周知 (市)	<p>通知後、事業用地等の登録情報を市のホームページ等に掲載し、周知するとともに、利用希望者に対して、台帳に登録された有用な情報を提供します。</p>

II 契約成立後

4 契約成立後 (申込者⇒市)	<p>市ホームページ等に掲載し、<u>契約が成立した後、市へ報告し、以下の書類を提出します。</u></p> <ol style="list-style-type: none">事業用地等登録事項（変更・廃止）届出書（様式第4号）
---------------------------	---

III 制度概要

5 登録抹消 (市)	<p>登録した事業用地等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、当該登録者に事業用地等登録抹消通知書（様式第5号）により通知します。</p> <ol style="list-style-type: none">登録要件に該当しなくなったとき。廃止の届け出があったとき。売買及び賃貸借の契約が成立したとき。登録した日の属する年度の翌年度から2年を経過したとき。偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。市長が登録を抹消する必要があると認めるとき。 <p>ただし、第4号に該当する場合には、改めて登録の申込みを行うことにより、再登録することができます。</p>
----------------------	--